

群馬県立女子大学における「人を対象とする研究」の審査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学研究推進・倫理委員会（以下、「委員会」という。）規程第5条第6項に定める「人を対象とする研究」に関する研究計画の審査（以下、「研究計画審査」という。）に必要な事項及びそれに関連する事項について定める。

(審査基準)

第2条 研究計画審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次に掲げるものによる。

- (1) 群馬県立女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程
- (2) 群馬県立女子大学における「人を対象とする研究」に関する規程
- (3) 群馬県公立大学法人個人情報保護規程
- (4) 関連省庁等の法令、指針等

(審査方法)

第3条 研究計画審査の審査方法は、委員会による合議審査とし、決定には委員会出席者の過半数の同意を要する。

- 2 群馬県立女子大学研究推進・倫理委員会委員長（以下、「委員長」という。）が必要と認めるときには、研究計画審査の申請者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員会の委員が、研究計画審査を申請する場合は、当該審査にかかわる意見を表明することはできない。

(専門委員)

第4条 委員長は、専門事項を調査審議等するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門事項に関し学識経験のある者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員長が必要と認めるときには、議事に参加し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 専門委員は、当該専門事項の調査審議等が終わったとき、退任するものとする。

(審査の申請)

第5条 研究計画審査を申請する者（以下、「申請者」という。）は、所属組織の長を経由し、研究計画等審査申請書（様式1号）により、委員長に申請する。

(審査結果)

第6条 委員長は、研究計画審査の結果について、速やかに学長に報告するとともに、申請者に通知する。

(研究計画等の変更)

第7条 前条の判定を受けた研究計画審査の申請者が、当該研究計画等のうち第2条に定める審査基準にかかわる事項を変更するときは、委員会の承認を得なければならない。

(異議申立)

第8条 審査の判定に異議のある申請者は、第6条に定める審査結果通知に記載の日の翌日から起算して30日以内に、所属組織の長を経由し、文書により委員長に異議申立をすることができる。

(再審査)

第9条 前条に定める異議申し立てがあった場合、委員長は当該申請を再審査に付す。

- 2 再審査は第3条の定めに従い、合議により行う。
- 3 再審査の手続については、第5条から第6条を準用する。

(実施状況の報告及び実地調査)

第10条 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

- 2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているかを随時実地調査することができる。

(研究等の変更または中止の勧告)

第11条 委員長は、前条の結果が不適切と判断した場合には、研究等の変更または中止の勧告を行い、学長に報告する。

(議事要旨等の公開)

第12条 次の各号に該当する事項は公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の獨創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれがある部分は、委員会からの報告に基づき学長が非公開とすることができる。

- (1) 委員会の議事要旨(研究課題名、申請者、研究期間及び審査結果等)
- (2) 委員会の構成並びに委員の氏名・所属等

(記録の保存)

第13条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、研究を終了または中止した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(守秘義務)

第14条 委員は、その職務上知りえた秘密(研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など)を漏らし、または自己のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 15 条 研究計画に関する事務は、総務企画係で処理する。

(改廃)

第 16 条 この規定の改廃は、研究推進・倫理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。